

(3) 介護予防・生活支援対策について

＜趣旨＞

1. 介護保険法の円滑な実施の観点から、高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援を行うこと（生活支援）が重要な課題となっている。また、配食サービスや外出支援サービスなど介護保険の対象となっていないサービスについても、高齢者保健福祉の観点から要望の強いものがある。

そこで、要介護認定で制度の対象外となる高齢者をはじめとする在宅の高齢者に対して、介護保険法とは別に市町村が地域の実情に応じて行う保健福祉サービスに対し、必要な支援を行うものである。

2. 介護予防・生活支援事業については、すでに平成12年度予算概算要求において、「在宅高齢者保健福祉推進支援事業（平成11年度予算）」を整理し、「介護予防・生活支援事業」を創設することとしたところであるが、介護制度の円滑な実施のための対策として、制度の対象外となる者に対するサービスの拡充が求められており、そのための経費の確保は、予算編成過程で検討することとされたところである。

これを踏まえ、介護予防・生活支援事業の拡充について、次のとおり平成12年度予算で要望することを検討しているところなので、都道府県、市町村においては、予算・事務の面において適切な対応を図られたい。

① 介護予防・生活支援事業の仕組み

- ア 介護予防・生活支援サービスについては、市町村が、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、必要とされる

サービスを調整・提供していく一連の仕組みが必要となる。例えば、要介護認定調査に併せて、認定調査とは別途に必要な調査を行い、その結果に基づいて、「生活援助タイプ」や「健康管理タイプ」など大まかな類型化を行い、サービスプランを作成するといった取り組みも行われている。各市町村においては、地域の実情に応じて具体的な検討を進めていくことが望まれる。

イ 介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健及び福祉担当者などの関係者が密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行うことが重要である。市町村及び関係団体などにおいて全体的な調整を行う場としては、後述する「(6) 介護サービス市場の環境整備対策について」で述べるように「サービス調整連絡会議」や「地域ケア会議」を活用することが考えられる。（「地域介護予防・生活支援システム」参考）

② 介護予防・生活支援事業の内容

市町村が自らの選択により行う介護予防・生活支援事業（メニュー事業）に対して助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

<事業のメニュー>

ア 高齢者等の生活支援事業

（ア）配食サービス事業（現行通り）

食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う事業。

（イ）外出支援サービス事業（拡充）

移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）

により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関などとの間を送迎する事業。従来の「移送サービス事業」を拡充したものの。

（ウ）寝具洗濯乾燥消毒サービス事業（現行通り）

寝具の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒車による寝具の乾燥消毒等のサービスを実施する事業。

（エ）軽度生活援助事業（新規）

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する事業。

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うことが望まれる。

（具体的なサービス例）

- 外出時の援助（例：外出・散歩の付き添い、運転代行）
- 食事・食材の確保（例：宅配の手配、食材の買物）
- 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- 家周りの手入れ（例：庭・生垣・庭木等）
- 軽微な修繕等（例：家屋の軽微な修理、電気修理等）
- 家屋内の整理・整頓（例：配偶者が亡くなった時などの遺品処理等）
- 多少目が不自由な方に対するサービス（例：朗読・代筆）
- 雪下ろし、除雪
- 台風時等自然災害への防備

（オ）住宅改修指導事業（新規）

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修

費)に関する指導を行う事業。なお、現行のリフォームヘルパーについては、平成12年度以降は、本メニューにおいて実施する予定。
(具体的なサービス例)

○住宅の改良に関し、利用対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。

○施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。

○施行後の評価及び利用対象者に対する指導。

○その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

(カ) 訪問理美容サービス事業(新規)

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により美容院や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する事業。これらの事業に係る移動・出張に要する経費を補助(理美容料金は、利用者負担)。

(キ) 高齢者共同生活(グループリビング)支援事業(現行通り)

加齢による身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化、合理化して共同で生活している形態(グループリビング)に対し、公的ケアサービスの提供や近隣住民、ボランティアによる各般の生活援助を組織する事業。

イ 介護予防・生きがい活動支援事業

(ア) 介護予防事業(新規)

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

○転倒予防教室(寝たきり防止事業)

- ・転倒予防教室の開催(生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等)

- ・生活環境・習慣の改善（転倒予防ケアのための生活支援）
- 痴呆予防・介護事業
 - ・痴呆予防・介護教室の開催（軽度の痴呆性老人及びその家族）
 - ・アクティビティケアの実施（音楽活動、絵画、書道、演劇等）
- IADL訓練事業
 - ・自立支援教室の開催（炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室）
 - ・生活環境・習慣の改善
- 地域住民グループ支援事業
 - ・住民の自主グループ活動育成支援（ボランティアで、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援）
 - ・地域住民による定期訪問活動
- 高齢者食生活改善事業
 - ・食生活改善推進員や在宅栄養士を対象に食生活改善指導者としての研修
 - ・食生活改善指導者が、高齢者宅に赴き食生活改善の指導
 - ・高齢者のいる家族を対象として、高齢者の食生活等に関する教室を開催
- 生活習慣改善事業
 - ・生活習慣病の要指導対象者で適度な運動をする習慣のない者等に対し、生活習慣病予防のための運動指導の実施・転倒予防事業

（イ）生きがい活動支援通所事業（現行通り）

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、老人福祉センター、老人憩いの家、公民館等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供する事業

（ウ）生活管理指導事業（新規）

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊

により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業

○生活管理指導員派遣事業

日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整等を行う。

○生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、軽費老人ホームの空き部屋を活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

（エ）高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（現行通り）

高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会を形成するため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉など高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的整備を図るための基本計画を策定するとともにその広報啓発活動を実施する事業

ウ その他の市町村事業（現行通り）

○健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

○新寝たきり老人ゼロ作戦普及啓発推進事業

エ 都道府県・指定都市事業（平成12年度予算概算要求事項）

高齢者自身の取り組み支援事業として、高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり等を支援

（国1/2、都道府県1/2）

オ 老人クラブ活動等事業（平成12年度予算概算要求事項）

○老人クラブ社会活動事業分

○市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業分

講習会など健康づくりに関する実践活動を行い、健康についての

普及・啓発を推進

(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

※ なお、「家族介護者技術支援・交流事業」については、家族介護支援対策事業へ移行予定。

③ 利用者負担の考え方について

これらの介護予防・生活支援サービスのうち、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業、生活管理指導事業（生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業）については、介護保険サービスとの整合性を勘案し、同率程度の負担とすることが基本になると考えられる。

その他のサービスについては、引き続き実費相当を徴収することが妥当と考えている。実費とは、ここでは、配食サービスにおける食材料費など、サービスに付随して発生する経費であって仮にそのサービスを利用しなかったとしても必要となるものをいう。したがって、新規事業について言えば、住宅改修指導事業における住宅改修費（介護報酬により賄われる場合を除く）や訪問理美容における理美容料金などがこれにあたる。

④ その他

介護保険の指定通所介護事業所において、次の要件を満たす場合に限り、生きがい事業等を実施して差し支えないものとする。なお、その場合には、会計区分を分けるなどについて留意すること。

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と生きがい事業等の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

(イ) 指定通所介護及び生きがい事業等にそれぞれ必要とされている基準を満たす職員が確保されていること。

要件を満たす一例を示せば、次のとおりである。

(例)

- ・ 指定通所介護の提供を同時に受ける利用者の数が16人
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積が70㎡
- ・ 生活相談員が1人
- ・ 看護職員が1人
- ・ 介護職員が2人

① 職員体制を変更しない場合

利用者の数20人までは介護職員2人体制で対応できることから、 $20 - 16 = 4$ 人までが生きがい事業等の利用者として受け入れ可能。

② 職員を1人加配して実施する場合

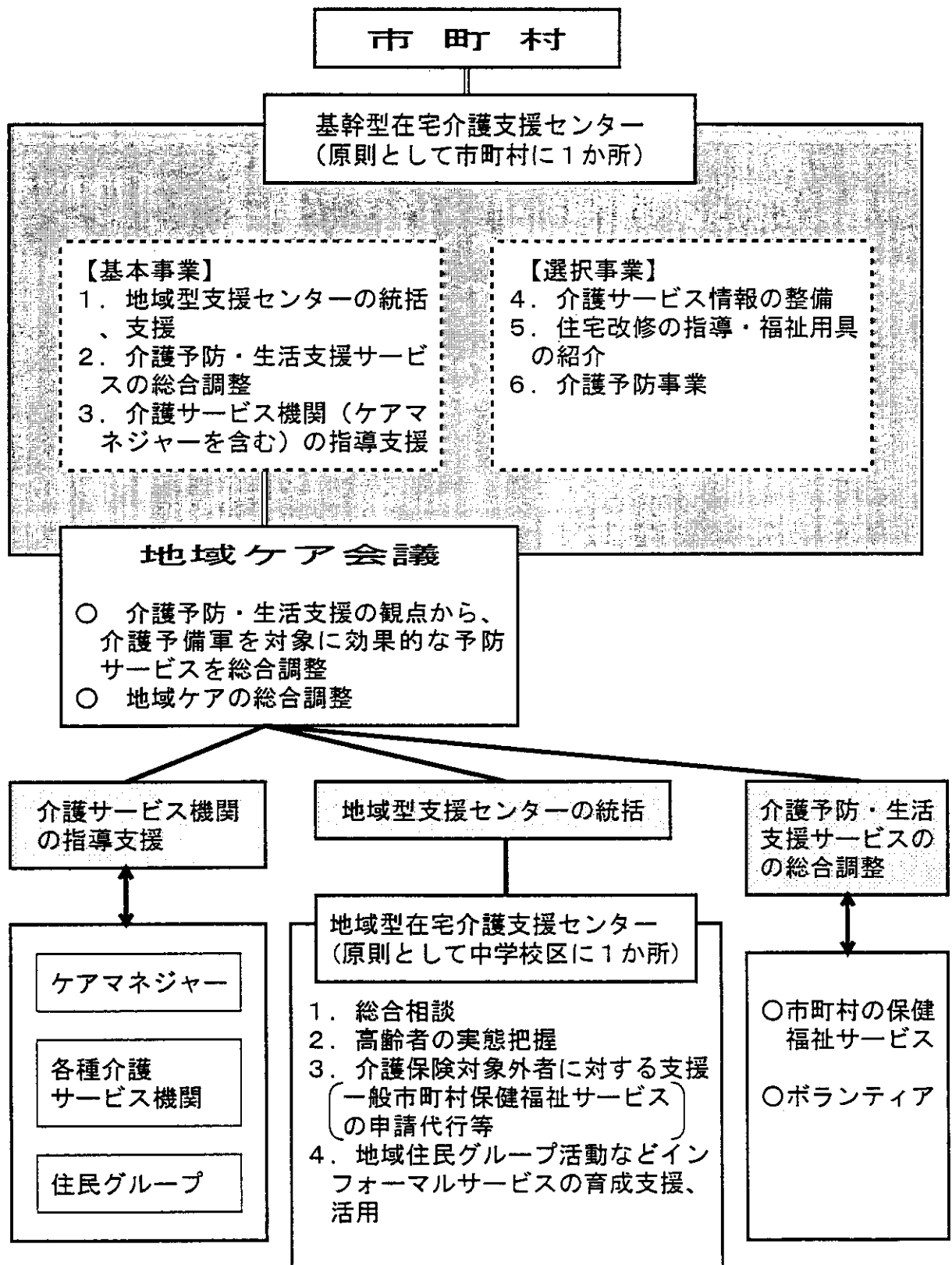
1人あたり3㎡以上を確保する必要があることから、双方の利用者を合わせた数は23人($70 \text{㎡} \div 3 \text{㎡} = 23$ 人)までとしなければならない。したがって、 $23 - 16 = 7$ 人までが生きがい事業等の利用者として受け入れ可能。

基本的考え方は以上のとおりであるが、その他の留意事項や詳細については別途連絡することとしている。

介護予防・生活支援事業の利用対象者のイメージ

		自立者	要支援者	要介護者
介護予防・生活支援サービス	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○配食、外出支援、寝具乾燥、緊急通報サービスなど ○軽度・一時的な生活支援（軽度生活援助事業） 		
	介護	<ul style="list-style-type: none"> ○転倒予防・痴呆予防・閉じこもり防止などの事業 ○食生活・生活習慣改善事業 		
	予防	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがい活動支援通所事業 ○援助困難者の生活管理指導 		
老人保健サービス	健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導など			

(参考) 地域介護予防・生活支援システム



「地域ケア会議」について

- 1 基幹型在宅介護支援センターに設置する。
従来の高齢者サービス調整チームを改組することを想定。ただし、保健、医療、福祉などの現場職員を中心に構成。
- 2 業務としては、基幹型センターの業務のうち、
 - (1) 地域型在宅介護支援センターの統括
 - (2) 介護保険対象外者に対する介護予防・生活支援サービスの調整
 - (3) 介護サービス機関（ケアマネジャーを含む）の指導・支援を担うものとする。
- 3 (2)の業務については、要介護認定などの情報を活用し、自立や要支援となった者について「介護予防・生活支援」の観点から、保険外のサービスの提供が必要な者を特定するとともに、サービス内容を盛り込んだプランを策定すること。こうした高齢者に対しては、保健・福祉担当者や地域住民などによるチームがサービスを提供し、1チームは80～100人を対象とすることが考えられる。
- 4 (3)の業務については、①ケアマネジャーの調整、相談・指導を行うとともに、②ケア事例検討会の開催などを通じ介護サービス機関の質的向上を図る。